

1 環境保全措置の検討

環境保全措置に関しては、事業者により実行可能な範囲内で対象事業の実施に伴う海生動物への影響を可能な限り回避・低減するための措置を検討し、どうしても回避・低減が困難な場合は、対象事業の実施により損なわれる環境の価値を代償するための措置を検討する。

環境保全措置は、対象事業の計画策定の過程又は環境影響評価の結果を基に、海生動物への影響を回避・低減又は代償するための措置として検討する。

また、環境保全措置の検討に当たっては、地域の自然的・社会的特性を十分に踏まえて、何を保護し、どのような影響をどこまで軽減するための保全対策であるかを明確にすることが重要である。

なお、影響の種類や程度によっては、事業計画の抜本的な変更が必要となる場合もある。また、保全水準を達成できると判定した場合であっても、より一層の保全対策を講じることが望ましい。

- 改変区域や造成区域の縮小や変更などにより重要な海生動物の分布地や生息環境として重要な藻場や干潟などへの影響を回避・低減する。
- 工法の工夫により、改変区域周辺の工事による改変量をできる限り抑える。
- 工事による濁りを汚濁防止膜の設置等により抑えるとともに、海生動物の繁茂期における工事を避けるなど、必要に応じて工事工程の調整を行う。
- 水質の汚濁による海生動物への影響を低減するため、排水口の位置の変更、排水の高次処理等を行う。
- 工事の実施中や供用後において、人口光による海生動物への影響を生じないように、不必要な照明は行わないものとする。
- 構造物等により海水交換が悪くなる場合は、透水性護岸の設置等を行う。
- 護岸等の工作物が海生動物の生息しやすい構造（緩傾斜護岸など）にする。
- 対象事業の実施により、重要な海生動物の生息環境（藻場、干潟など）が損なわれるような場合には、量的な面に加え質的な検討を行い、新たな海生動物の生息環境の確保又は創出をする。

2 検討結果の検証

環境保全措置の内容を次の観点から検討を行い、事業者により実行可能な範囲内で対象事業の実施に伴う海生動物への影響が可能な限り回避・低減又は代償されているかを検証する。

- (1) 環境保全措置についての複数案の比較検討
- (2) 実行可能なより良い技術が取り入れられているかの検討

複数案の比較に当たっては、実行可能性と技術的信頼性等に係る適切な比較項目を設定し、必要に応じてマトリックス評価表等を作成することによって、優劣又は順位付けができるように工夫する。

事業者により具体的な実行可能な検討には、次のような観点が考えられる。

- 環境保全措置の実施に当たり、法令等の基準に照らして問題がないこと。
- 環境保全措置の内容が、他の類似事例に照らして妥当であること。
- 移植場所等の用地が確保できるなど物理的にみて事業者が実施可能であること。
- 環境保全措置の実施に伴う安全性が確保でき、また、他の環境要素への影響についても問題がないこと。

- 採用しようとする環境保全措置は科学的な根拠に基づく実行可能な技術であり、その効果を科学的知見をもって定量的又は定性的に把握できること。

13-13 事後調査

1 事後調査の項目

事後調査の項目は、環境影響評価の項目を基本とする。ただし、環境影響評価の結果、環境影響がないか又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合は、当該項目を削除するものとする。

2 事後調査の手法

事後調査の手法は、現況の調査手法に準じ、環境に配慮した調査手法とする。

3 事後調査の期間等

事後調査は、予測対象時期と同様な時期に行い、予測及び評価の結果と事後調査結果の比較検討ができる期間とする。

供用後の予測対象時期が、工事完了後相当程度年数を経た時期に設定されている場合には、工事完了後から予測対象時期までの間に海生動物の生息状況の経過を把握できるように、定期的な調査時期を適宜設定する。

また、動物の生息基盤である植生の復元（回復）や動物への影響が発現するには長期間を要する場合があるので、これらを勘案し、調査時期・期間等を設定する必要がある。動物への影響を把握するためには、世代の継承が確実に行われていること（例えば3世代程度）を確認するための調査をすることが望ましい。

4 事後調査結果の検討

事後調査の結果は、予測及び評価の結果と比較検討する。これらの結果が著しく異なる場合は、その原因を検討、究明する。

また、事後調査結果を検討した結果、海生動物への影響が大きいと判断された場合は、新たな環境保全措置の検討を行う。